

2016年度 早稲田大学大学院法務研究科  
「人材発掘」入試 法学既修者認定試験  
憲 法  
( 出題の趣旨 )

---

【出題の趣旨】

報道機関が報道のために取得した動画画像を、警察が犯罪の証拠として押収することが報道の自由の侵害となるか否かを問うたものである。論点としては、①憲法 21 条の表現の自由の保障は、報道の自由および取材の自由をも保障しているか、②報道の自由・取材の自由は、報道のために入手した画像等の記録媒体の警察による差押えを拒絶する権利をも含むか、③犯罪捜査のための画像等の押収が報道の自由・取材の自由を侵害して違憲となるかどうかについて、どのような判断枠組みないしは違憲審査基準によって判断するか、④本事例において、警察による本件動画画像の差押さえは許容されるか、の諸点がある。論述にあたって、とくに、④の具体的な衡量において、どのような要素が挙げられ、適切な衡量がなされているかが、採点のポイントとなる。また、博多駅 TV フィルム提出命令事件決定、TBS ビデオテープ押収事件決定などの関連判例を考慮に入れているかどうかも重要である。

総じて、警察による取材物の押収による包蔵・取材の自由の制限という異本論点に関わる問題であったせいか、全体的に答案の出来は良かった。③について、博多駅 TV 提出命令事件のように比較衡量論を用いるものが多かったが、表現の自由の厳格審査基準、あるいは、報道の自由の制限としての中間審査基準（厳格な合理性の基準）を用いたものものあった。どの審査基準・方法を用いるかは、その根拠ないし理由がしっかり書けていれば、採点には影響はない、④のあてはめについては、警察による犯罪捜査のための押収は報道・取材の自由に優越する利益といえるかどうか、疑問がありうるが、動画画像の差押えを違憲と論じた答案は一通もなかった。また、報道の被る不利益への配慮や、動画画像の差押え以外の犯罪の捜査と証拠収集の可能性への配慮もあまりされていなかった。本問の最も重要な論点なのであるから、十分な衡量が望まれるところである。

以上